

# 第 1 4 9 3 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 5 月 2 1 日

自 1 3 時 2 9 分

至 1 6 時 0 8 分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (意見陳述)

体罰教員の懲戒処分に係る教育委員会審議のあり方に関する請願の意見陳述

#### (議決事項)

第1号 平成26年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書  
の採択の基本方針について（高校教育課・特別支援教育課）

————— 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第5号 平成26年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針について  
（高校教育課）

第6号 平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について  
（義務教育課・高校教育課）

第7号 平成25年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）  
文部科学大臣表彰について（義務教育課・社会教育課）

第8号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

第9号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

第10号 平成25年度古代歴史文化賞について（文化財課）

第12号 松江城三之丸（県庁本庁舎）の発掘調査について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

第11号 「津和野町津和野伝統的建造物群保存地区」の重要伝統的建造物群  
保存地区選定の答申について（文化財課）

————— 以上継続審議

### －非公開－

#### (協議事項)

第2号 体罰教員の懲戒処分に係る教育委員会審議のあり方に関する請願に  
ついて（義務教育課・高校教育課）

————— 以上請願につき協議

(承認事項)

第1号 教職員の分限処分について（高校教育課）

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第13号 平成25年春秋の叙勲の状況について（総務課）

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席及び欠席委員

### 1 出席委員

山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長  
【土田委員 承認第1号及び報告第13号欠席、他の委員全議題出席】

### 2 欠席委員

なし

### 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者

今井教育長

### 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
嶋木教育次長	全議題
黒崎参事	全議題
祖田参事	公開議題
長岡教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
小村教育施設課長	報告第5号を除く公開議題
片寄高校教育課長	公開議題、協議第2号、承認第1号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題、協議第2号
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
福間高校教育課企画人事グループリーダー	協議第2号、承認第1号
門脇義務教育課企画人事グループリーダー	協議第2号

### 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時29分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	8 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	原委員	

(意見陳述)

体罰教員の懲戒処分に係る教育委員会審議のあり方に関する請願の意見陳述

○木村氏 体罰を行った人に対する懲戒処分のあり方について、最終的にはこの措置と戒告以上の懲戒とは線引きが難しいところであろうと思うが、一応、県教育委員会会議であれば懲戒戒告以上の処分については秘密会議でご審議いただいていると思う。

ご存知のとおり、桜宮高校の体罰以来、マスコミ等の報道も非常に華々しくなった。私は不登校の子どもたちの居場所を作る等の活動を、もうずっと20年近く行っているが、当初から学校に対して言いたいことはないか、ということ子どもたちによく聞いた。すると一様に学校の中で本当に非常に体罰が行われていた、体罰をなくしてほしい、というのが不登校の子どもたちの学校に対しての願いであった。以来、体罰をなくすために、私は情報公開等を使っていろいろと調べてきた。

体罰教員の処分に関わる文書をいろいろ見ていたが、最初は子どもの言い分がほとんど聞かれておらず、教員の言い分ばかりが通っており、これで公正な判断ができるのかと思っていた。少なくとも体罰の発覚というか、電話等での報告なり、一報を初めて教育委員会が受けたときから、事情聴取をし、処分案を作って教育委員会で処分を決め、措置なり処分をする。そして、その後もその教員、あるいは被害を受けた子どもに対するフォローをした後の報告書まで、一連の手続に関して必要な文書あるいはマニュアル的なもの、あるいは報告書の様式などについて、随分お願いをした。事情聴取をするときの様式を作っていたが、加害教員の言い分だけでなく、被害を受けた生徒の言い分も聞き、そしてその場に居合わせた、目撃をしていた教員あるいは子どもたちの言い分も、たとえそれが食い違っているでも3論併記にさせていただくということもお願いし、それは実行されてきたというふうに信じている。

そして私は丁寧な事情聴取のもとに処分案が決定され、処分を決定する最終的なこの会議において、教育委員は皆さんその事情聴取の記録等に目を通してご審議いただいたうえで結論が出ているものと本当に信じていた。

ところが、高校の管理職の方のわいせつ事案のときに気がついたが、処分案が1枚添付されているだけであった。そして、非常に軽い処分だと思った。事情聴取の記録というのはたくさんあり、何ページにもなる場合もあるが、全てに教育委員が目を通していらっしゃるものと思っていたのだが、総務課に伺ったところ、ほとんど目を通していただけておらず、書類は添付されてないということそのとき聞いて驚いた。体罰の問題はこれだけ大きく取り上げられるようになったので、その後どうなっているのかということで情報公開請求をし、ここ10年間で体罰について教育委員会会議で審議されたときの配付資料と、それから秘密会で黒塗りのところが多いが、議事録等を公開いただいた。そして、それを読ませていただいたところ、本当に事情聴取の記録も診断書もついていなかった。担当の義務教育課や高校教育課が作成した本当に簡単な案があって、それを多分本当に短時間だろうと思うが、ご審議いただいて処分が決定されていたということである。

体罰というのは自死に至る場合もあり、私もいろいろ子どもの相談などをやってきている。

最後に、今回、事例として挙げているものをご説明する。1472回会議で審議された松江市の某中学校における体罰事案である。これは減給10分の1、6カ月ということであるが、処分基準に照らし合わせれば、もし30日以上のがであれば免職又は停職のはずである。診断書は添付されていない。また、事情聴取について義務教育課が添付したのは概要の1枚だけである。これを見ると、子どもの言い分がほとんど入っていない。この事案について、松江市教育委員会の方から県教委の方に送られてきた文書はこれだけある。私はこれをぜひ読んでいただきたいと思ったと思う。

特に、松江市も3論併記をなさっている。体罰を受けた児童生徒の言い分が載っているが、矢野義務教育課長がおっしゃっているのは教員が言ったことだけである。この生徒は久しぶりに練

習に参加したので体調が悪くなり、ミーティングのときも体調が悪いながらも立っていたところ、当該教諭から座るように言われたので座った。当該教諭がうんぬんと言いながらだんだん怒ってきて、手にしていたマイクを自分の近くに投げた。その後、右足で蹴られた。練習は痛かったが我慢して続けた。かなり痛くなったので、冷やそうとして氷をもらいに行ったらうんぬんと記載がある。なぜ蹴られたのかはわからない、とも書いてある。

私は、こういう子どもの発言がここで全然取り上げられていないというのは問題だと思う。また、傷害の程度の部分は黒塗りでわからないが、何日間要するとの話があった。30日未満あるいは15日未満というところで処分基準が変わるので、当然診断書は添付してくださいということもお願いしていたはずだが、診断書は添付されていない。そのことについて、なぜ教育委員がお気づきになっていただけなくて、質問して丁寧なご審議をいただけなかったのかと思っている。1回の会議で何件もの体罰事案があるわけではないので、ここで請願しているように、最低限、全部の報告書類、事情聴取の記録から診断書、子どもの言い分も含めて全部しっかり読み上げていただき、丁寧なご審議をお願いしたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

○岡部委員 お聞きしたところ納得できるところが十分あるので、個人的には今後は今、木村さんがおっしゃったようなことを配慮しながら審議をしていきたいというふうに思った。

○山本委員長 請願書では懲戒処分を審議する際は、処分案に係る文書のすべてを添付して委員会に諮り、となっている。その添付する書類については、例えば体罰に関連して作成、取得した公文書のすべてという趣旨なのか、それともこの括弧の中に書いてあるように事故報告、3論併記の事情聴取の記録、診断書を必ず添付するという趣旨なのか、どちらであるか。

○木村氏 「など」とつけているので、すべてという意味である。

○山本委員長 「など」が広い意味ということか。

○木村氏 そうである。どういうものがあるのかを存じ上げないので、こういうふうにしたということである。

○山本委員長 それともう一つ、第1報の録取から3論併記の事情聴取、と書いてあるが、3論併記というと、今さっき言われたような、先生と受けた子ども、それからその周囲にいた先生や子どもという意味か。

○木村氏 目撃していた先生と子ども、という意味である。やはり事実認定というのが大事だと思う。私もまだたくさん書類を持っているが、特にわいせつ系のはもっと大変で、非常に言い分が違う。そうであるので、どれが正しいかと言うよりは、とりあえずは3論併記にさせていただくと思う。

体罰がもとで、まだ精神科に入退院を繰り返しているような子どもさんもいるので、よろしくお願ひしたい。

#### (議決事項)

#### 第1号 平成26年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(高校教育課・特別支援教育課)

○片寄高校教育課長 議決第1号平成26年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。

まず1点目は、採択の基本方針についてである。2点目は採択の留意事項について、そして3点目は採択の手続についてである。いずれも毎年お諮りしている内容である。

まず初めに、教科書採択の概要をご説明する。資料1の6をご覧いただきたい。採択とは学校で使用する教科書を決定することである。資料1では公立学校の教科用図書の採択権者について掲載しており、公立学校における教科書の採択権者は教育委員会となっている。小学校・中学校と異なり、高等学校の教科書採択については法令上の具体的な定めがないので、採択の権限を持

つ教育委員会が基本方針を定め、採択事務を行っているところである。

2では、教科書の使用義務について示している。

3では、採択事務を行う年度を示している。平成25年度は小学校・中学校の採択は行われず、高等学校と特別支援学校で使用する教科用図書の採択が行われることとなっている。高等学校及び特別支援学校は原則として毎年採択を行うことができるが、特に来年度は学習指導要領の年次進行での実施にあわせ、それに対応した新しい教科書を採択する必要がある。来年度の高校2年生については、すべて新しい教科書を採択することとなる。本日の教育委員会では、申し上げたとおり採択の基本方針について議決していただきたいと考えている。

1の2をご覧ください。まず、採択の基本方針についてである。教科書の採択は高等学校用教科書目録に登載されている教科用図書の中から行うことになっている。目録とは文部科学省の点検に合格した教科書が教科別に記載されているものである。高等学校というのは多様な科目が設定されているので、教科書が発行されていないものもある。そういった場合には、一般図書の中から適切な図書を採択するというふうになっている。

続いて2について、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校では多様な教育課程を展開しているため、所属長の意見を聞いて選定希望の教科書一覧の作成、提出をまず学校に求め、教育委員会の責任において採択をするというふうになっている。

3について、採択においては各学校の特色、生徒の実態、教育課程に適合した教科書を採択するというようにしている。

採択に係る留意事項についてお話しする。まず、生徒の実態に合った教科書の採択のためには教科書研究の充実に努めることが肝要である。また、学習指導要領が変わり、新しい教科書が出版されている状況でもあるため、学校の特色や生徒の実態に合った適正かつ公正な採択が確保されることを留意事項として取り上げている。

最後に、採択の手続についてお話しする。資料は1の3をご覧ください。現在、各高等学校においては教科書会社から教科書の見本が届いているところではないかと考えている。今回お話ししている採択の基本方針を踏まえて、各学校では教科書見本を参考に教科書研究を重ね、使用教科書の選定を行い、そして選定理由を付して7月下旬までに県教育委員会の方に採択希望という形で提出する運びとなっている。教育委員会事務局では指導主事を中心に調査研究を進め、主として教育課程との整合性等をさまざまな見地から審査することとしている。この際、必要に応じて学校に対し指導助言を行ったりすることもある。8月下旬に島根県教育委員会として採択を行い、結果については9月に各学校に通知する予定になっている。

○原田特別支援教育課長 特別支援学校について説明させていただく。

資料は1の4をご覧ください。教科書の図書採択の基本方針や手続の流れに関しては高等学校と同様である。特別支援の方は障がいがあるということであるが、例えば知的以外の盲、聾、肢、病の学校では準ずる教育を行っているので、高等学校と同じ教科書から採用する。ただ、盲、聾、肢、病の方にも知的との重複障がいの子どもがいる。その場合はこの教科書が使えないため、小学校用や特別支援学校の小・中学校用の目録から選定する。さらに特別支援学校についてはもう1点、これも知的や重複の子どもについてであるが、一般図書一覧というものがあり、絵本等を中心にした本を選定する。3点目は、島根県の選定本として、年10冊ずつ子どもたちに本を選んでいく。今選んでもらっている選定本の中には「せいかつの絵じてん」というものがあり、ここに持ってきているが、このように例えば写真やイラストがあって子どもたちに見やすくなっていたり、島根県のお正月のお節料理や雑煮のことが書いてあったりする。島根の選定本の場合は、このように島根県に関連するような本を選んでいく。以上のような3種類の形で選んでいくこととなっている。

○仲佐委員 資料1の2、採択の基本方針の中の2番目の項で、採択は校長の意見を聞いて、ということになっているが、意見を聞く対象の校長先生というのは、全校長先生のなのか、選ばれた校長先生なのか。

○片寄高校教育課長 採択については各所属で採択希望図書をまとめるようになっているので、場合によっては提出されたものについて各所属の校長とさまざまな意見交換をするということもある。そういったものをこの2番のところでは予定している。

○山本委員長 特別支援の関係だと、通級学級というのは小・中にあるが、教科書は小学校で決めたら3年なら3年の間、ずっと使用するのか。

○原田特別支援教育課長 通級の場合は通常の学級に在籍する子どもが通うところである。そこでは自立活動や教科の補完的な授業をやっており、教科書は現学級で持っているものを持ってきて使う、ということになる。

○山本委員長 特別支援学級というものがあるが、それは普通の教科書を使うのか、それとも若干違うのか。

○原田特別支援教育課長 通級というのは特別支援学級の弱視とか知的とか、いろいろある。知的の場合も小・中学校の教科書と同じようにこの時期にあわせて特別支援学級の方の教科書の選定も行っている。

○原委員 小・中学校は市町村教育委員会が各採択地区ごとに協議して採択、と資料1の6に書いてあるが、例えば益田市と浜田市で同じ教科であっても教科書が違うということはもちろん出てくるわけである。市町村教育委員会が独自で採択するわけだが、その辺りについて、県から何か指導とか、どういう決め方をしているかという調査とか、そういうことはあるのか。

○矢野義務教育課長 採択地区が5つあり、それぞれのところで教科書の採択をしていただいている。発行されている検定が受かった教科書について、それぞれの特徴等を分析して一覧表にしたものを県から各採択地区にお送りし、採択の資料としていただいている。

――原案のとおり議決

#### (報告事項)

##### 第5号 平成26年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針について(高校教育課)

○片寄高校教育課長 報告第5号平成26年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針についてご報告する。

本日お示ししているものについては、下線をつけている箇所を除いて昨年度と大きく変更はしていない。

まず1番の選抜全般についてであるが、昨年度までお示ししていた基本方針には現行で実施している推薦選抜が欠落しているので、すべての選抜方法を網羅するという意味合いで、推薦選抜という文言を追加させていただいている。それから、1の(2)であるが、スポーツ特別選抜の指定競技、指定校については、3年間の指定を経て見直しの年度に当たっている。こちらについては保健体育課を中心として高校指定競技、あるいは重点校といったものが選定される予定になっているので、(2)のように別に定めるといふような記載にさせていただいている。

大きな2番の学力検査について、(2)番の出題方針であるが、中学校では平成24年度から新しい学習指導要領に移行している。そういった学習指導要領の移行措置を十分備えた出題をすること、それから(2)のウに記載しているように、単に知識をたくさん覚えている、知っているというようなことを問うのではなく、思考力、判断力、表現力等々、幅広い学力を求める、そういった出題を考えている。(3)の学力検査の実施についてであるが、来年の26年3月6日木曜日、1日で5教科の実施を予定している。なお、この入学者選抜については、入学者選抜実施要綱検討委員会という会を立ち上げており、県立学校、中学校から委員を委嘱し、昨日1回目の会議を開催したところである。今後2回目の会議を開催して平成26年度島根県立高等学校入学者選抜実施要綱を確定し、10月に発表する予定としている。詳細はその実施要綱に基づいた

実施ということになる。なお、3月6日の実施を受けて、現在のところでは3月の18日に合格発表を予定しているが、これらについても実施要綱を確定した中で盛り込み、またご報告したいと考えている。

○山本委員長 推薦選抜というのはどういう方法をもって推薦選抜というのか。

○片寄高校教育課長 それぞれの学校が求める生徒像なるものを定めており、その求める生徒像については、もちろん一般選抜でも求めることはできるわけであるが、より確実に学校が求めている生徒を選抜したいというふうに加え、実施する学校についてはおおむね募集定員の40%前後を基準に推薦選抜を実施しているところである。実施の内容については面接あるいは作文など、各学校によってさまざまである。

○山本委員長 追検査は原則として実施しないとあるが、実施したことはあるか。

○片寄高校教育課長 実施したことはある。インフルエンザ等々が想定されるので、そういった場合には一応、別室受検を想定している。しかし、当日高熱で受検できないというような状況が確認できた場合は、原則は追検査は実施しないとうたっているが過去には実施した例がある。

――原案のとおり了承

## 第6号 平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について (義務教育課・高校教育課)

○矢野義務教育課長 報告第6号平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施についてについてご報告する。

これについては、5月7日に要項を発表し、新聞等でも報道されたところである。全体としてはこれまでの採用試験と大きな変更はなく、実施方針にもあるようにすぐれた人材確保のため多面的、総合的な評価ができるよう実技試験、面接試験等を実施するものである。

それから、今後教員の退職者が若干増えるところもあり、そういったところも考慮しながら、長期的展望に立って採用数を策定しているところである。

昨年度からの変更点を3点ご説明する。まず1つ目が第1次試験の免除枠の拡大である。これまで地域限定枠の一部、それからシニア枠といって年齢が高い方の受験枠であるが、こちらの方で1次試験免除の扱いをしていた。これを拡大し、昨年度実施の第2次試験で不合格となった者のうち選考結果が上位であり、常勤、非常勤、県内外問わず、現に教諭・講師等として何らかの形で教職についている者の第1次試験を免除することとし、実際には30人弱の者がこれに該当する。今年初めて拡大実施するため該当の方々をご存知ないので、該当者にはこちらから既に通知を送っている。

2つ目は隠岐地域限定採用枠について、これは従来小・中学校の方で設けていたが、今年度新たに県立高等学校に新設するものである。小・中学校の場合はその枠で採用されると基本的にその中で異動するが、県立高等学校についても採用から10年以上隠岐地域で勤務する者、という枠を設けたところである。

3つ目は障がい者枠採用数の明示である。この障がい者枠というのは平成19年度採用から新設しており、平成22年度には相当数として若干名という形で示してきたところである。しかし、この3年間は出願がなく、もっと障がいのある方に受験していただきたく、募集人数を明示した方が受験に向かいやすいのではないかとということで、3名程度という数字を挙げたところである。

3の2は募集人数である。昨年度の募集人数は資料には書いていないが162であり、今回168ということで6名増になっている。しかし、ほとんど昨年度並みであり、養護教諭、栄養教諭が若干増員になっているところである。出願期間が既に先週の金曜日から始まっており、今月末までとなっている。

3の3をご覧いただきたい。選考試験について、第1次試験は7月13日、14日、15日の3日間としている。13日は松江工業高校、東高等学校で一般教養、教職教養、専門教養の筆記試験を行う。14、15日はくにびきメッセで面接であり、1次試験の結果発表は8月6日を予定している。第2次試験は小論文、面接、模擬授業等、実技を行い、8月25日から1週間かけて行う。最終的な名簿登載発表は9月27日である。

○岡部委員 今年の変更点として、第1に挙げてある第1次試験免除枠の拡大の中で、昨年の2次試験で不合格となった人のうち成績上位者で、なおかつ教諭・講師等として勤務していらっしゃる方を免除する、という措置は非常にいいのではないかと思ったところである。こうした制度を取り入れているのは全国にどれぐらいあるのか。また、こうした免除枠を広げられるに至った背景というものがあれば教えていただきたい。

○矢野義務教育課長 まず背景を先にお話するが、ここ数年さかのぼって第2次試験で不合格になった方が、次年度本県を受験していらっしゃるかどうかということ进行调查してみたところ、意外と受けていらっしゃる方があった。どうしても採用数の枠があるので、どこかで線を引いて合格、不合格が決まるわけであるが、2次試験まで進み、しかも2次試験の中であと少しだった方にはぜひとも本県をもう一度受験して勤務いただきたいということから、この2次試験の上位者に1次試験免除枠の拡大を持ってきたところである。

他県の状況であるが、他県でもこういった前年度試験の結果で1次試験を免除するやり方や、あるいは講師の経験年数で1次試験を免除するやり方など、いろいろな方法で取り組んでいるところはある。全国的にも、特に都会地は受験者の確保が一つの非常に大きな課題になっている状況にあり、こうした1次試験免除の枠というものを設けているところは多い。具体的に数字を把握しておらず申し訳ないが、そういう状況である。

○仲佐委員 昨年度からの変更点のうち第3番目の項で、障がい者枠の採用数の明示とある。法定雇用率の基準があると思うが、現在どのくらいのパーセントで推移しているのか。

○矢野義務教育課長 法定雇用率は今年4月から2.2%になったが、本県はこの4月の段階で1.77%ということで、2.2%に達していないという状況である。

○仲佐委員 その2.2%に近づくにためには、3名という限られた人数でも受験される方があって、さらに採用された場合のことになるが、まだ何名ぐらい採用する必要があるのか。我々の事業所もなかなか法定雇用率に到達しないところがあるが、障がい者の度合いによっても実数が違ってくると思う。1人でも到達する場合と、2名、3名雇用しなければ到達しないということもあろうかと思う。

○矢野義務教育課長 採用試験では3名程度ということで実施しているが、小・中学校では事務職員の採用は別に実施しており、こちらの方でも去年は障がい者枠1名程度、ということで実施した。障がい者雇用については教育委員会全体のことであるので、これ以外にも実習助手や寄宿舎指導員等の他の職種、あるいは行政も含めたところをあわせて達成するよう計画しているところである。

○土田委員 募集人数が記載されているが、男女の雇用の均等ということがあるため、男性何人、女性何人ということは一切考慮しないで出されているのか。それとも、例えば体育関係で、こういう種目は男性でないとできないとか、そういった形である程度分けているのか。

○矢野義務教育課長 性別は全く受験の際の要件にはしていない。実際の受験者はここ数年を見ても大体半々ぐらいである。

○土田委員 採用も半々ぐらいか。

○矢野義務教育課長 実際にやはり小学校の人数が採用数が多く、小学校、中学校、それから特別支援学校、あるいは養護教諭といったところで女性の方が多いため、名簿登載としては60%ぐらいが女性というところである。

○土田委員 では面接等々でいろいろと色眼鏡で見るとか、そういうことはないと思ってよろしいか。

○矢野義務教育課長 そういったことは全くない。

○原委員 講師で長く勤めておられて、なぜあの方が採用試験に通らないんだろうという話をよく聞く。例えば講師を5年以上経験し、管理職なりが推薦された方については、1次試験を免除するというようにだんだんようになってくのではないかというようなことを聞いたこともある。現在は、そういったことは全然ないのか。

○矢野義務教育課長 直近のところを調査したということではないが、以前、講師の方の勤務状況について勤務評価という形ではないが、それに近い形で報告をいただいている。そういったものを見ていくと、もちろんだの学校でも優秀な方もおられるが、管理職、学校によってその評価が変わったりすることもあり、絶対評価ではないため、今はそれだけをもって1次試験免除ということは考えていない。実際に本県を受験していただいて名簿登載される方の8割余りがやはり講師を経験していらっしゃる状況もあり、特に講師の経験年数でどうということは今のところは考えていない。

○原委員 小学校と中学校の採用枠を見ると、石見地域が人数が多いのはとてもうれしいが、全県の人口比率からしても石見が多く採ってもらっているという気がする。例えば中学校であれば一般枠の20人程度で石見は半分の10人になっているので、大学生をお持ちの保護者としてはかなりいい、とてもうれしい数字だと思う。これからどんどん減ってくること見越してなど、石見地域が結構な人数となっていることにはやはり何か考えがあるのか。

○矢野義務教育課長 やはり教職員の出身地、現住所に偏在があり、今の段階ではかなり出雲部から石見部に住居を移して行っていただいている。石見地域の教育委員会のお話も聞いていても、やはり地元の教員がしっかりいてほしいということもある。実際に定数に対するその地域の出身の教員の割合だが、この石見地域限定枠をつくった平成11年のときに比べて10%程度その割合が今高くなってきており、77%ぐらいまで来ている。どこまでいけば十分なのかというのはまだはっきりわからないところではあるが、もう少しそういった割合を高めていきたいという考えを持っているので、もうしばらくこういった枠は続けていきたいと思っている。

○山本委員長 小学校、中学校の義務教育と高等学校と教員がいらっしゃるが、将来5年の間で標準的な退職者の推移というのはわかるか。

○矢野義務教育課長 義務教育の方は細かい数字は分かりかねるが、これから3、4年をかけてだんだんと増えていき、5年後には200人程度が退職するようになる。よって、今は70人程度だと思うが、それがだんだん増えていって5年後に200人程度になり、その後10年くらい続く見込みである。それを見越してこれまで少し前倒しで採用してきたが、今、講師の方の数も減っており、今は採用数を落としている。しかしながら、しばらくするとまた増やしていく必要があるのではないかと考えている。

○片寄高校教育課長 高校の方も正確な数字は今持ち合わせていないが、向こう3年間ぐらいは結構な数の退職者がいらっしゃる。それを過ぎると、採用者数が少なかった世代を迎えるということで、若干落ちつきはする。ただ、一方で、特別支援学校の生徒が小・中・高を問わず増えてきている状況があり、本年は昨年度並みの30名の募集としているが、その辺りの募集について今後また時期を見て検討していかなければならないといったことも考えている。

――原案のとおり了承

#### 第7号 平成25年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について（義務教育課・社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第7号平成25年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰についてご報告する。

これは、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動であって、特色のあるすぐれた実践を行っている学校、図書館、団体または個人といった方々を文部科学大臣が表彰する制度である。

まず、学校としては、今年度は浜田市立原井小学校と隠岐の島町立西郷小学校の2校が受賞された。主な実践内容は資料に書かれているとおりであるが、原井小学校については、学校での研修の成果を他校へも情報発信をされたり、あるいは利用しやすい図書館づくりを常に意識して活動され、利用者のニーズに対応できる図書館となったということで図書館の利用数も増え、読書量の増加だけでなく、読んでいる本の質も向上したということである。それからまた、学校司書と司書教諭とが連携して授業に入っていることによって、子どもたちが意欲的に学習に取り組むようになるなどの成果があったということである。

隠岐の島町立西郷小学校においても司書教諭と学校司書が連携して年間計画を作成することによって、指導する側の共通理解が図られたということである。また、隠岐の島町立の図書館やボランティアの方々と連携をした活動をなさったということで、ここでも子どもたちの読書量の増加とか読書の幅に広がりがあった。また、授業を公開することによって、他の学校への普及も積極的に行っているということなど、地域での貢献もしているということである。

4の2をご覧ください。こちらは図書館の表彰で、海士町立中央図書館である。ここは図書館の館としての設立は22年であるが、それ以前も図書室ということで活動されている。資料にあるように、特にここは保育所、幼稚園、小・中・高、それから公立図書館といったところが全部連携したということで、中央図書館の司書を中心に島全体で子どもの読書活動を盛んに進めているところである。また、移動図書館なども充実させて、住民の方すべてにきめ細かいサービスをしていらっしゃる。隣の西ノ島町や知夫村にはいわゆる図書館というものがない。図書室はあるが、館としてはないので、他の町村からも視察や研修に来ておられ、その受け入れもされているという活動が評価されたものである。

また、優秀実践団体ということで、川本町のボランティアグループ、ルピナスである。こちらはかわもと図書館を中心に、定期的な読み聞かせなど子ども読書活動を進めている。読み聞かせのグループは、通常どちらかというと高齢の方が多いが、子育て中の保護者の方も活動に巻き込んで、世代間交流が図られている。あるいは父親、男親が活躍する機会が生まれたりということで、読書だけではなく、子育て支援、それから親支援といった活動をなさっているということが評価されたところである。

表彰式については、4月23日に国立オリンピック記念青少年総合センターで行われた。

――原案のとおり了承

## 第8号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第8号島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）についてご報告する。

これは本県の芸術文化の発展向上に関して顕著な成績をおさめられた青少年及びその指導者を表彰するものであり、全国規模の大会での最優秀、あるいはそれに次ぐ賞、いわゆる大きな全国大会での1位、2位に相当するものを知事表彰として行うものである。

今回は、雲南市立大東中学校3年の舟木真由美さんが、第13回全国中学校創造ものづくり教育フェアの木工チャレンジコンテストで厚生労働大臣賞を受賞されたものである。作品は5の2に掲載している。全国大会では制作が規定で4時間、作品のプレゼンテーションが2分ある。材料を選ぶところから始まり、そこで実際にこの作品を制作する。その後プレゼンテーションをするが、資料記載のように、横の板をくりぬくことによって材料を有効に利用する工夫や加工の精度といったところが高く評価されたものである。

もう1つは島根県立浜田高等学校の1年生で、陳源（ちんみな）さんである。この方は第6回全国高等学校英語スピーチコンテストで文部科学大臣賞・文部科学大臣杯を受賞された。表題は「ヴァーチャルか現実か」ということで、これは英語のスピーチの能力だけではなく、英作文の能力も評価されるものである。今回は高校生らしいテーマということで主張がはっきりしている点、一貫性のある話の展開、スピーチだけではなく英文の構成能力が高い点などが高く評価され、全国大会で優秀な賞をとられたので、3月28日に知事表彰をしたものである。

○岡部委員 指導者も表彰対象に入っているとあるが、今回のこの被表彰者2人については指導者は特に関係ないということか。

○小仲社会教育課長 今回は特に指導者は入選の該当がなかったということであった。

○岡部委員 指導者は指導者として該当の生徒が何か賞をもらう、もらわないにかかわらず独立している、ということか。それともやはりセットで表彰されるということか。

○小仲社会教育課長 必ずしもセットということではないが、やはり全国大会等で優秀な成績をおさめるような生徒の指導に長年当たられている、というふうなところから審査をしているところである。

――原案のとおり了承

#### 第9号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第9号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）についてご報告する。

先ほど紹介した知事表彰に次ぐもので、全国規模の大会において入賞以上と認められるような賞を受賞した方々に対して教育長表彰を行っているところである。今回は3月27日に教育委員室で表彰を行い、受賞者は資料6の2に一覧表を載せているが、41の団体・個人について表彰したところである。なお、前期、後期と2回に分けて表彰しており、第1回1期については12月29日に教育委員会会議で報告させていただいたところである。

――原案のとおり了承

#### 第10号 平成25年度古代歴史文化賞について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第10号平成25年度古代歴史文化賞についてご報告する。

昨年度、文化賞の発表時期については報告させていただいているが、いよいよ年度が明けて選考がスタートしている。現況とこれからの予定について報告させていただきたいと思う。

この古代歴史文化賞については、学術的な基礎に基づきながらも一般の方あるいは歴史ファンの方にわかりやすくおもしろく書かれた本、優秀なものを表彰しようという賞である。それによって県内外の方々の歴史文化への興味関心を高め、交流人口を増やしたり、あるいは県民の自信、郷土への愛着を深めようという目的である。

資料は7の2をご覧ください。基本的には、まず推薦によって対象の書籍を選ぶことになっているが、このあたりの選考の仕方については、4月18日に第1回の選定委員会を実施し、そこで事務局の原案にほぼ沿う形でやっていくことを決めていただいている。現在、出版社及び推薦委員からの推薦を受け付けているところである。現状で10社から13冊、既に推薦をいただいているところであり、事務局での読み込みも既に開始している。今後は、まずは事務局で読み込みをし、それを企画運営会議で外部の方を含めた客観的な意見を入れながら候補作を選考する。そして、5作品程度を9月9日に予定している選定委員会にかけ、受賞書籍を選んでいただ

いて、最終的には知事が決定するというスケジュールになっている。

表彰式は11月17日に東京読売ホールで行い、その他のさまざまな行事とともに全国的に発信するという決まっています。詳細はまだ協議中だが、地元での報告会等も計画しているところである。

選定委員については、7の1の一番下に記載しているとおり、それぞれの分野で日本を代表する方に務めていただいているところである。

○岡部委員 2点伺いたい。1つは推薦委員というのは、どういう方が委嘱されているのかということ。もう1つは、以前にもお聞きしたことがあったと思うが、当面3年間続ける計画と資料にある。当面ということであり3年でやめるとは書いていないが、そのようにも読めてしまうところがある。3年間続けたその後について、何か事務局としての考えがあるならお聞かせいただきたい。

○丹羽野古代文化センター長 推薦委員については、18名委嘱している。推薦過程で好ましくない事態があるといけないので、推薦委員等については今のところ非公開で進めているところである。各分野の専門家及びマスコミ等でこういった分野の取材を専門的にされてきた方や、有名新聞社の学芸部、あるいは文化部の部長相当の方といった方々に推薦をお願いをしているところである。

また、当面3年間という点について、やはり何分初めてのことであるので、とにかく3年間続けていくが、その結果を見てどうするかということは全く白紙である。我々としてはできるだけ広く全国に広めていって続けていけるよう努力していきたいと考えているところである。

○岡部委員 まさにそういった形になればいいと思っている。そのまま終わってしまうのではなく、いい形でこの3年運営され、そしてさらに続いていくような形になればということ希望しておく。

○土田委員 表彰式の後の予定について、島根県の知事表彰を受けた書籍というのはどういう形で全国にPRする予定か。

○丹羽野古代文化センター長 1つは、当然マスコミ等には現在もアプローチをしながら、なるべく報道等をしていただくようお願いしているところである。また、いわゆる文化系の雑誌などで特集で取り上げていただくようなことも考えている。さらに、大手の書店への働きかけ等も現在少しずつ行っているところであり、なるべく知名度を上げていきたいと考えている。

――原案のとおり了承

## 第11号 「津和野町津和野伝統的建造物群保存地区」の重要伝統的建造物群保存地区選定の答申について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第11号「津和野町津和野伝統的建造物群保存地区」の重要伝統的建造物群保存地区選定の答申についてご報告する。

資料は8の1をご覧ください。津和野町の保存地区が国の審議会から重要伝統的建造物群保存地区への選定の答申がされたのでご報告する。対象となった地域は、8の3に地図をつけているが、津和野町後田の一部で、県道萩津和野線を中心にして、東西160メートル、南北約700メートルの11.1ヘクタールの範囲のところである。

この地区が選定された理由としては、上級家臣の居住地であった武家屋とその北側の商家町からなり、武家屋敷の一部や、江戸末期から昭和初期にかけて建てられた町屋等の建造物、通り、またこれに沿って流れる水路等が当時の姿をよく残しているということである。

○土田委員 これは希望だが、津和野の中にはこの駅裏に、山口線を挟んで真ん中より少し上の左側に森鷗外の墓がある永明寺と、また、処刑されたカトリックの教会がある。そういったもの

を飛び地ということで一緒に含めて指定、というようなことは検討できないか。

○野口文化財課長 この伝統的建造物群保存地区の仕組みであるが、まず、地元市町村で条例を作られ、その条例の中で残したい地区に対する規制、残していくための積極的な措置、そういった内容を決められる。そしてその町でその地域の範囲を決められる。また、保存審議会を設置され、その審議会の中で特定物件や残す計画等を策定され、以上のようなことができた最後の段階で国に向けて大臣に申し出をされる。その申し出を受けて国が地区として決定していく、というような流れで決まっているものであり、その地区の範囲についても町の方から上がってきて決まるという仕組みになっている。

○土田委員 仕組みはわかるが、私が地元ということで要望として、そういうこともできないのかということである。津和野地域については、私も自分の代のことはよく知っているので、せっかくこういふことで申請するのであれば、駅の裏の永明寺、カトリックの教会、乙女峠といったところも見ていただいて、ぜひ飛び地として一緒に含めて申請していただきたいと一委員として思う。この乙女峠というのは島根県の有数な建物だと思う。観光客が通るところだけしか申請されておらず、先ほど申し上げた永明寺というお寺や乙女峠といった本当に残したいものが外されているということになると、そこに手をつけられたときには今回の申請部分とは少し違うような感じを受けると思う。ぜひ、担当課長として津和野町に出向いてでも見ていただきたいと思う。乙女峠も永明寺もご存知ないのではないか。森鷗外が祀ってあるお寺もぜひ見ていただきたい。今回の地区から徒歩5分程度のそれほど遠くない地域なので、飛び地ということで一緒に申請できないものかということも、津和野町の担当の方に相談していただきたい。

○野口文化財課長 今、この場で答弁する資料を持ち合わせていないので、お話があったことを聞き取らせていただきたいと思う。

○山本委員長 この手続きの流れというのは、先ほど条例を作ると説明があったが、市町村が作った書類に県が添書か何かつけて国に提出して答申がくるのか。国へは津和野町から直接提出しているのか、それとも県でチェックしてから提出しているのか。

○野口文化財課長 県を経由して提出している。

○山本委員長 そのときには教育委員には話がない。

○土田委員 私はこれを二、三日前の新聞で知ったわけである。県がタッチしているなら、やはりこの教育委員会を通じてと思ったが、どんどん先行してしまっていて、今のような事後承諾の形での報告である。流れの手順はわかるが、そういう点で我々としては完全にこの委員会が疎外されている感じを受ける説明だった。今後残すべき良いものであるとしても、それぞれやはりチェックする必要があるのではないかとということで質問させていただいた。

○山本委員長 国の方へ申請をお願いしたいというような申出は、時期的にはいつ県に上がってきているのか。去年度か。

○野口文化財課長 日にちの流れとしては、平成24年6月に町において条例を決定、24年8月に保存審議会を発足、25年2月に計画、地区を決定され、25年3月に申出がされている。国に対する選定の申し出をされたのは、時間的にはそういった流れになっている。

○山本委員長 そうすると、3月入ってから初めて県へ話が来たということか。

○祖田参事 これをやっていく中では、長年、津和野町がこういう地域選定を受けたいということで地域の中でいろいろ話し合いをされたうえでスタートしている。この重伝建について、様々なことを取りまとめるための地域での委員会があるが、県も担当職員がそれに確かに参加させていただいている。よって、いきなり町の方から話が出てそれを提出した、というわけではない。

○土田委員 もし可能であればそういった形で、希望ということで意見を言わせていただいた。

○山本委員長 もしやるとすれば追加ということを出すのか。町が決めなくてはならないのであろう。

○今井教育長 形式的な手続はどうなっているのか。

○祖田参事 県の中での正確な手続は後ほど調べて、ご報告させていただけたらと思う。

○土田委員 津和野のイメージとして、乙女峠というのは特に長崎の方の人は一番最初に向かう教会である。せっかく伝統的な建物ということで銘打っているのに、そこが入っていないということだと、少し寂しいという気持ちがある。

○今井教育長 もともと伝統的建造物群はまずどういう制度なのか、また飛び地の件、さらに実際の手続がどうなっているのか、至急調べさせていただきたい。

○山本委員長 後から詳細をまた教えていただき、その時点でもう一度報告していただくということにさせていただきたい。この報告第11号については事後報告をまたいただくということとしたい。

―――継続審議

## 第12号 松江城三之丸（県庁本庁舎）の発掘調査について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第12号松江城三之丸（県庁本庁舎）の発掘調査についてご報告する。

資料は9の1をご覧ください。松江城三之丸の発掘調査であるが、県庁の耐震化工事に伴って地下オイルタンクを移設する必要が生じた。このため、9の2で地点①としている場所で、本年2月から事前の発掘調査を実施したところ、3月11日に江戸時代の石積みの遺構が出てきた。この結果、オイルタンクの設置場所を変更することとなり、次の場所として9の2で地点②と記載している場所を発掘調査した。その結果、5月8日に地表下90センチのところでは建物の礎石や溝、土器、かわらけ等が出てきて、形状から江戸時代の前半の遺構面と考えられるということであった。今後については、史跡、建造物の専門家に現場を見てもらって意見を聞いていきたいと考えている。

○岡部委員 かなり悩ましい問題ではないかと思うが、事前調査で埋蔵文化財が見つかったということであろう。今後、専門家のいろいろな方からこの遺跡の価値についての聞き取りを行われるということだが、それを受けてどうするかを判断される、というふうに理解してよろしいか。

○野口文化財課長 遺跡の価値、ということで今お話しがあったが、そうしたことになってよいかと思う。この設置箇所については、いわゆる工事の主体であるところの県との協議になっていくかと思う。

○岡部委員 今の庁舎の建設時に、地下のいろいろな遺構を含めてもうすべてなくなっているかと思われた。しかし、この前の石垣の崩落のときにもあったと思うが、まさに今の島根県庁というのは、やはり松江城の遺跡の上に建っているという認識も持たざるを得ないのではないかと私は思ったわけである。その辺りで慎重な上にも慎重な進め方というのはこれから求められてくると思うので、文化財課としてその辺りの配慮をよろしくお願したい。

○山本委員長 耐震化工事というのは何年から何年までするのか。二、三年か、それとももっとかかるのか。

○野口文化財課長 県庁本庁舎の耐震化は、24年度から26年度までというふうに聞いている。

○山本委員長 このタンク工事も来年までに終わらなくてはいけないのか。

○今井教育長 タンク工事は早目に終わらなくてはならない。

○土田委員 発電の関係があるので。

○山本委員長 選定地を動かすというのは、もうこれ以上は無理なのではないか。

○今井教育長 いろいろな選択はある。まだ全部は掘り返していないので、現実には建物が建っていて遺跡が壊れたところも現実にはやはりある。

○岡部委員 空き地はそういう箇所もあるのか。

○今井教育長 実施主体の管財課がその辺りも含めて検討する、ということである。

○山本委員長 上にそっと乗せなくてはいけないのではないか。これは難しい。特に文化財につ

いては慎重に取り扱わないといろいろと将来的な禍根を残すこともあるので、十分配慮しながら進めていただきたい。

――原案のとおり了承

### **山本委員長：非公開宣言**

―非公開―

(協議事項)

第2号 体罰教員の懲戒処分に係る教育委員会審議のあり方に関する請願について  
(義務教育課・高校教育課)

――請願につき協議

(承認事項)

第1号 教職員の分限処分について (高校教育課)

――原案のとおり承認

(報告事項)

第13号 平成25年春秋の叙勲の状況について (総務課)

――原案のとおり了承

**山本委員長：閉会宣言 16時08分**